

(報告事項ウ)

個人情報の取得及び目的外利用等に係る審議会への報告に関する運用方法について

1 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報の取得及び目的外利用等を行う際の松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。以下「条例」という。）第6条に規定する審議会への報告について、その運用方法を定めましたので、概要を報告するものです。

2 条例第6条に規定する審議会への報告事項（抜粋）

- (1) 本人以外の者から個人情報を取得したとき。
- (2) 要配慮個人情報を取得したとき。
- (3) 個人情報の利用目的を変更したとき。
- (4) 個人情報を目的外利用又は提供したとき。

3 運用方法の概要

別紙「個人情報の取得及び目的外利用等事務手引」に基づき運用

- (1) 個人情報の取得及び目的外利用等を実施する情報取扱主管課が、法令等に照らし実施の可否を判断
- (2) 個人情報の取得及び目的外利用等を実施した場合、情報取扱主管課が行政管理課へ実施内容を報告
- (3) 行政管理課が、松本市個人情報保護制度審議会に実施内容を報告（審議会又はメール配信による。）

個人情報取得及び目的外利用等事務手引

1 個人情報保護の概要

市が管理する個人情報の取扱いについては、令和5年4月1日に全面施行された改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。以下「新条例」という。）に基づき、個人情報の適正な管理に努めています。

2 個人情報の本人外取得

市が本人以外の者から個人情報を取得したときは、速やかにその内容を松本市個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）に報告することとしています（新条例第6条第1号）。該当する事務を新たに行うときは、報告様式1により行政管理課法制担当へ報告してください。

3 要配慮個人情報の取得

市が要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報）を取得したときは、速やかにその内容を審議会に報告することとしています（新条例第6条第2号）。該当する事務を新たに行うときは、報告様式1により行政管理課法制担当へ報告してください。

4 保有個人情報の利用目的の変更

市が保有する個人情報の利用目的（提出済みの個人情報ファイル簿に記載した利用目的をいう。以下同じ。）を変更したときは、速やかにその内容を審議会に報告することとしています（新条例第6条第4号）。該当するときは、報告様式2により行政管理課法制担当へ報告してください。

5 保有個人情報の目的外利用又は提供

(1) 法令根拠

市が保有する個人情報は、原則、利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することができませんが、次のア～エのいずれかに該当する場合は利用又は提供をすることが可能です（個人情報保護法第69条第1項及び第2項）。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用又は提供をすることができません。

ア 法令に定めがあるとき

イ 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき

ウ 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保

有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由（社会通念上、客観的にみて合理的な理由）があるとき。

エ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由（社会通念上、客観的にみて合理的な理由）があるとき。

(2) 目的外利用又は提供可否の判断

令和4年度までは、改正前の松本市個人情報保護条例により、保有個人情報を目的外利用又は提供するときは、審議会の意見聴取が必要であったため、審議会への事前諮問を行っていました。しかしながら令和5年度の新条例施行以降は、保有個人情報の目的外利用又は提供の可否は、審議会への諮問事項でなくなったため、過去の事例等を参考に、実施機関ごとに判断することとします。

(3) 事務手続

市が保有する個人情報の目的外利用又は提供を行ったときは、速やかにその内容を審議会に報告することとしています。上記5(1)ウ、エに該当する場合の事務手続は次のとおりです。

ア 情報の利用又は提供を希望する課が、情報取扱所管課に依頼文（任意様式）を提出

イ 情報取扱所管課が、審議会の過去の諮問事例等を参考に、保有個人情報の利用又は提供の可否を判断

ウ 情報取扱所管課が、保有個人情報の利用又は提供の可否について電子起案し、部局長決裁

エ 情報取扱所管課が、情報の利用又は提供を希望する課に情報提供

オ 情報取扱所管課が、報告様式3により行政管理課法制担当へ報告

カ 行政管理課が、審議会に事後報告

(4) 【参考】審議会の諮問事例（抜粋）

判断の参考のため、次のとおり過去の審議会への諮問事例を掲載します。これらは過去に対応した事例であり、判断基準を定めているものではありません。「旧条例に基づく審議会の結論」欄は、諮問当時の個人情報保護条例の要件に照らし合わせた内容なので、判断に際しては、現在の個人情報保護法の要件（上記5(1)ウ、エ）に該当するかを個別に検討してください。

その他の事例については、「審議会への協議・諮問経過一覧」を参照してください。

格納先 ネットフォルダ→04手引き書類→個人情報保護→個人情報の取得及び目的外利用等事務手引

保有個人情報の内部利用事例

個人情報取扱事務等の名称	情報取扱所管課	利用を希望する課	目的外利用する個人情報の内容	利用目的・必要性	諮問年月日	旧条例に基づく審議会の結論
介護保険給付事務	高齢福祉課	福祉政策課	介護保険法に規定する要介護状態区分が4又は5の者の情報	松本市灯油購入費等給付金を対象者にプッシュ型で支給するため	R3.12.2	公益上必要と認められる。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務	資産税課	廃棄物対策課	昭和52年3月以前に建てられた事業用建物に係る所在地、名称、所有者名、所有者住所、相続人代表者名、相続人代表者住所、種別、面積、建築年月日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な廃棄を目指し、当該廃棄物等の所有状況を調査するため	R4.3.24	公益上必要と認められる。

保有個人情報の外部提供事例

個人情報取扱事務等の名称	情報取扱所管課	外部提供先	外部提供する個人情報の内容	利用目的・必要性	諮問年月日	旧条例に基づく審議会の結論
プレミアム付商品券事業	福祉計画課	他市町村（県経由）	児童福祉施設入所等児童等情報 DV被害者情報	基準日に松本市に住民票があった市外在住対象者が、松本市で申請をするために、基準日の住民票所在市町村へ購入対象者から除外することを依頼するため	R元.6.6	公益上必要と認められる。
子どもと子育て家庭の生活実態調査	こども福祉課	県	世帯郵便番号、住所、世帯主氏名、子ども氏名	県が行う「長野県子ども・若者支援総合計画」における子どもと子育て家庭の生活実態調査の基礎資料として提供するため	R4.3.24	公益上必要と認められる。

(報告様式1)

松本市個人情報保護制度審議会への報告事項
【個人情報の本人外取得／要配慮個人情報の取得】

年 月 日

(宛先) 行政管理課長

〇〇課長

松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号）第6条第1号又は第2号に該当するため、その内容を報告します。

該当事項	第1号 / 第2号
個人情報取扱事務等の名称	
情報取扱所管課 (取得する課)	
情報取得先	
取得する 個人情報の内容	
取得する 目的・必要性	

(報告様式2)

松本市個人情報保護制度審議会への報告事項
【利用目的の変更】

年 月 日

(宛先) 行政管理課長

〇〇課長

松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号）第6条第4号に該当するため、その内容を報告します。

個人情報取扱 事務等の名称	
情報取扱所管課	
情報取得時の 利用目的	
変更後の 利用目的	
利用目的を変更する 理由・必要性	

(報告様式3)

松本市個人情報保護制度審議会への報告事項
【目的外利用・外部提供】

年 月 日

(宛先) 行政管理課長

〇〇課長

松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号）第6条第5号に該当するため、その内容を報告します。

個人情報取扱 事務等の名称	
情報取扱所管課 (情報を利用させる又 は提供する課)	
情報を利用する課 又は提供を受ける課等	
利用させる 又は提供する 個人情報の内容	
情報を利用させる 又は提供する 目的・相当の理由	【依頼目的】 【「相当の理由がある」と判断した理由】